

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|-----------------|--------------|--|-----------|--|-----------|--|
| | | | 予算額 | 事業実績 | 予算額 (案) | 事業実施 (案) |
| 1 教育の振興等 | | | | | | |
| 文部科学省 | (1) 学校教育等の推進 | ○児童生徒の心と体を守るための参考資料の作成 児童生徒に対し、喫煙や飲酒、薬物乱用や性感染症が自らの健康に与える影響について十分に認識させ、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、啓発教材を作成・配布する。 | - | 小学校、中学校、高等学校に対し、飲酒や喫煙、薬物乱用が健康に与える影響等、様々な健康課題について総合的に解説した啓発教材を電子媒体により配布し、活用を促した。 | (9百万円の内数) | 平成31年度においても引き続き、啓発教材を作成・配布予定。 |
| 文部科学省 | (1) 学校教育等の推進 | ○薬物乱用防止教育等推進事業 インターネット等の普及により薬物を入手しやすい環境となり、大麻をはじめとする薬物事犯の低年齢化傾向が見られるなど、青少年への広がり懸念される中、薬物乱用防止教育の充実を図るため、効果的な指導方法や内容の検討・実施に対する支援事業を実施するとともに、大学生向けの啓発教材の作成等を行う。 | (9百万円の内数) | 喫煙・飲酒を含む薬物乱用防止教育等の更なる充実強化を図るため、効果的な指導方法や内容の検討・実施に対する支援事業を10団体に委託し実施した。 | (8百万円の内数) | 平成31年度においても引き続き、効果的な指導方法や内容の検討・実施に対する支援事業を実施予定。 |
| 文部科学省 | (1) 学校教育等の推進 | ○学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 独立行政法人日本学生支援機構と連携し、アルコール関連問題（学生の飲酒等）を含む学生支援の取組状況等について、情報の収集・分析・提供等を行い、各大学等における取組を促進する。 | - | 29年度の調査について、調査結果及び有識者による分析所見を11月に公表し、大学等に対して情報提供等を行い、各大学等における取組を促進した。 | - | 学生支援に関するニーズを把握することを目的として、全国の大学・短大・高等専門学校を対象にアルコール関連問題（学生の飲酒等）を含む学生支援の取組状況等について調査を実施予定。 |
| 国土交通省 | (3) 職場教育の推進 | ○事業用自動車総合安全プラン2020 ・飲酒運転に対する行政処分基準の強化 ・アルコール依存症の検査方法等の周知 ・確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進 等 | - | ○平成29年6月に策定した「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき以下の取組を進めた。 ・飲酒運転に対する行政処分等の強化の検討 ・アルコール依存症の検査方法等の周知 ・確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進 等 ○全国で開催される自動車運送事業者を対象としたセミナーや各種講習会等の機会をとらえ、事業者に対し飲酒運転の根絶についての説明を行った。 | - | 引き続き、「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づく各種取組、セミナーや各種講習会等を実施予定 |
| 文部科学省 | (4) 広報・啓発の推進 | ○依存症予防教育推進事業 依存症予防教育を推進するため、国においてシンポジウム等を開催するとともに、児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について地方公共団体に対し支援を行う。 | 10 | 厚生労働省と共催で、依存症の理解を深めるためのシンポジウムを開催する予定であるとともに、5団体に委託し、各地域において依存症予防教室を開催しているところ。 | 10 | 平成31年度においても引き続き、国においてシンポジウムを開催するとともに、各地域における依存症予防教室を実施する予定。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|-----------------|------------------|---|-----------------|--|-----------------|--|
| 厚生労働省 | (4) 広報・啓発の 推進 | ○アルコール健康障害対策促進経費 アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、関係府省庁と連携し、アルコール関連問題の啓発事業を行う。 | 15 | アルコール関連問題啓発週間に合わせ、 ① 厚生労働省主催で、アルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ② 4県（秋田県、埼玉県、愛媛県、佐賀県）との共催によるアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ③ アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 ④ ヤフーバナーでの広告掲載を実施した。 | 15 | 平成31年度も引き続きアルコール関連問題啓発週間に併せ、 ① 厚生労働省主催によるアルコール関連問題啓発フォーラムの開催 ② 都道府県との共催によるアルコール関連問題啓発フォーラムの開催 ③ アルコール関連問題啓発ポスターの作成及び配布 その他様々な機会を活用し、アルコール健康障害に関する正しい知識の普及啓発に努めていく。 |
| 厚生労働省 (健康局) | (4) 広報・啓発の 推進 | ○健康日本21(第二次) 推進費 「健康日本21(第二次)」を国民運動として普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する。 | (149百万 円の内数) | ① HP上でアルコールに係る健康影響について周知を実施。 ② HP上でアルコール対策等を行っている団体等の取り組みを紹介し、好事例の横展開を図る。 | (169百万 円の内数) | 平成31年度も引き続き実施予定 |
| 厚生労働省 (子ども局) | (4) 広報・啓発の 推進 | ○健やか親子21推進対策費 「健やか親子21(第2次)」を国民運動として普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、健やか親子21全国大会を開催するなどにより具体的な取組の進め方に関する情報を発信する。 | (20百万 円の内数) | 母子保健の国民運動である「健やか親子21(第2次)」においては、妊娠中の飲酒をなくすことを指標としており、アルコール関連も含む指標及び現状値をウェブサイト等で情報提供している。また、平成29年10月に「健やか親子21全国大会」を宮崎県で開催し、母子保健関係者延べ約1,800名の参加があり、「健やか親子21(第2次)」に関する普及啓発を実施した。 | (20百万 円の内数) | 平成30年度においても、母子保健の国民運動である「健やか親子21(第2次)」の取組の一環として、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、「健やか親子21全国大会」の開催やウェブサイトなどにより普及啓発を実施する。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|-----------------------|-----------------------|--|-------------------------|---|-------------------------|--|
| 2 不適切な飲酒の誘引の防止 | | | | | | |
| 国税庁 | (2) 表示 | ○未成年者の飲酒防止に関する表示基準 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(国税庁告示)において、酒類の容器・包装及び陳列場所に所要の表示を義務付けている。 | - | 酒類販売管理協力員に委嘱して、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況や酒類販売管理者の選任義務の情報収集を行った。 | - | 引き続き、酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、臨場して酒類の販売管理調査を実施する。 |
| 国税庁 | (3) 販売 | ○酒類販売管理者の選任 酒類販売場ごとに「酒類販売管理者」の選任を義務付け、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」をはじめとした酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守するよう指導・助言を行わせることとしている。 | - | その上で、収集した情報を活用するなどして、酒類小売販売場に対する調査を実施した。 | - | |
| 国税庁 | (3) 販売 | ○酒類販売管理調査の実施 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の遵守状況、酒類販売管理者の選任状況などを確認するため、酒類小売販売場の調査を実施している(表示基準の遵守状況等については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集に努めている)。 | 17 (酒類販売管理協力員の委嘱に関する経費) | (参考) 情報収集14,587場(平成29年4月～平成30年3月) 調査場数10,405場(平成29年7月～平成30年6月) | 17 (酒類販売管理協力員の委嘱に関する経費) | |
| 国税庁 | (3) 販売 | ○酒類自動販売機の撤去等 酒類販売業者に対して、酒類の自動販売機の撤去等を指導している。 | - | 酒類販売業者に対して、酒類の自動販売機の撤去等を指導しており、従来型機の設置台数は平成30年4月1日現在で2,753台まで減少した。 | - | 引き続き、酒類販売業者に対して、酒類の自動販売機の撤去等を指導する。 |
| 国税庁 | (3) 販売 | ○広報啓発活動 / 酒類業界の自主的な取組に対する支援 「未成年者飲酒防止強調月間」を設け、関係府省庁及び各業界団体と連携して、ポスター等の作成・配付等の全国的な広報啓発活動を行っている。また、業界団体が実施している未成年者飲酒防止に係る広報啓発活動を支援している。 | 2 | 「未成年者飲酒防止強調月間」に併せ、周知用ポスターを2種類(官公庁等掲示用及び小売酒販店用)作成し、関係府省庁及び関係団体協力のもと配付した。 また、「未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由」等のパンフレットを作成し、租税教室等において活用した。 | 2 | 平成31年度においても「未成年者飲酒防止強調月間」に併せ、ポスターを作成し、学校や小売酒販店などに配付する。 また、各種パンフレットを作成し、広報啓発活動に活用する。 |
| 警察庁 | (4) 提供 (5) 少年補導の強化 | ○未成年者飲酒禁止法に基づく取締り 各都道府県警察において、未成年者が飲酒することを知りながら酒類を販売等した営業者及び未成年者の飲酒を知りながら制止しなかった親権者に対する取締りを行っている。 | - | ① 違法行為について取締りを実施するとともに、関係業界等に対して酒類販売時における年齢確認の徹底等について要請を実施した。 ② 4月「未成年者飲酒防止強調月間」及び7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に併せて、関係機関・団体と連携した広報活動を実施した。 | - | 違法行為について取締りを実施するとともに、関係業界等に対して酒類販売時における年齢確認の徹底等の要請を実施する。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|---------------------|------------------------------|---|---------------|---|----------------------------------|--|
| 3 健康診断及び保健指導 | | | | | | |
| 厚生労働省 | (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | ○健康増進事業費補助金 壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を図るため、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査等の事業に対し、国庫補助を行う。 | (2,913百万円の内数) | 市町村において、アルコール対策を含めた、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育を実施。 | (3,674百万円の内数) | 平成31年度も引き続き実施予定 |
| 厚生労働省 | (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | ○依存症の理解を深めるための普及啓発事業 アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。 | 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府広報（政府広報ラジオ／政府インターネットテレビ／政府広報オンライン）を活用し、民間団体の協力を得ながら、依存症者本人や家族等が正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、広く一般国民向けの広報を行った。 ・ 関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症の正しい理解のための普及啓発リーフレットを作成し、相談先として保健所や精神福祉センター、民間団体（自助グループ、支援団体）の連絡先を記載し、関係府省庁や都道府県等に対して周知を図った。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 平成30年度も引き続き、関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症本人や家族が、正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、普及啓発事業の取組を推進する。 |
| 厚生労働省 | (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進 | ○依存症対策総合支援事業 アルコール健康障害対策推進基本計画が平成28年5月に閣議決定されたこと等を踏まえ、都道府県等において、地域における人材養成や、相談拠点機関の充実、専門医療機関の指定等、民間団体等の関係機関と連携した地域の支援体制づくりための取組の推進を図る。 | 449 | 平成29年度依存症対策総合事業の内容として、依存症者等の早期発見・早期介入を目的に、潜在的な依存症者等に対応する機会がある生活支援を行う者を対象とした研修(地域生活支援研修)、精神科・精神科以外の医療機関向けの医療従事者研修（依存症医療研修）を新規に設け、人材育成に努めた。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 平成30年度も、引き続き同事業の本研修等活用を通じて依存症専門の医療従事者の質的・量的向上を図り、アルコール健康障害の早期発見・早期介入の取組の充実を図る。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府省庁名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額(案) | 平成31年度 事業実施(案) |
|---|---------------------------------------|--|-----|---|----------------------------------|--|
| 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等 | | | | | | |
| 厚生労働省 | (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 / (2) 医療連携の推進 | ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業 アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関を指定し、地域における相談・医療等に係る指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、依存症対策に資する研究等の情報収集・提供等を実施し、依存症医療・支援体制の整備を推進する。 | 60 | アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関として、「(独)国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業として、①依存症相談対応指導者養成研修、②依存症治療指導者養成研修、③地域生活支援指導者養成研修、④依存症回復施設職員への研修等を実施し、依存症医療・支援体制に向けた人材育成に努めた。 | 69 | 平成30年度も、引き続き同事業の本研修等活用を通じて、アルコール健康障害対策の人材育成等の取組の充実を図る。 |
| 厚生労働省 | (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 / (2) 医療連携の推進 | ○依存症対策総合支援事業 (再掲) | 449 | 地域でのアルコール健康障害の治療等拠点専門医療機関を整備するため、平成29年6月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知にて、都道府県等に対して選定要件を通知するとともに、依存症総合支援事業で検討会の開催に係る事項を設けた。 また、同事業内で、依存症の人材育成が図られるよう、依存症支援研修事業として、①依存症相談対応研修、②依存症医療研修、③地域生活支援研修の事項を設けた。 平成29年度は3自治体(2府県・1市)が専門医療機関を選定(平成30年2月9日現在)。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | アルコール健康障害対策担当者会議等の場も活用しつつ、平成30年度早期に全都道府県にアルコール健康障害の治療等拠点専門医療機関の選定されるよう目指す。 |
| 厚生労働省 | (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 / (2) 医療連携の推進 | ○障害者政策総合研究経費(厚生労働科学研究費補助金) アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。 | 92 | ・アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラムの開発に関する研究 ・アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究を実施する。 | 調整中 | 平成30年度も引き続き実施予定 |
| 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 | | | | | | |
| 法務省 | (1) 飲酒運転をした者に対する指導等 | ○アルコール依存回復プログラム実施経費 刑事施設において、受刑者に対して、自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させるため、交通安全指導及び一般改善指導としてアルコール依存回復プログラムを実施する。 | 15 | 飲酒運転などの交通事犯者のほか、飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者を対象として、認知行動療法に基づくグループワークの手法を活用し、アルコール依存に係る民間自助団体等の協力も得ながら、アルコール依存回復プログラムを実施した。 | 15 | 平成31年度においても、関係機関や民間団体等とより一層連携をしながら、再犯防止対策の一環として、アルコール依存の問題を抱える受刑者の問題解消及び再犯防止に向けた取組を進める。 |
| 警察庁 | (1) 飲酒運転をした者に対する指導等 | ○飲酒運転違反者に対する停止処分者講習(飲酒学級)、飲酒取消講習の実施 各都道府県警察において、飲酒運転違反者に対する飲酒行動改善のための講習を行っている。 | - | ① 飲酒運転違反者に対する停止処分者講習(飲酒学校)及び飲酒取消講習において、スクリーニングテストやブリーフインターベンションなどを実施し、飲酒行動改善のための講習を実施した。 ② 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療期間リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにくくきっかけとなる取組を実施した。 | - | ① 飲酒運転違反者に対する講習を通じて、飲酒運転行動改善のための講習を実施する。 ② 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療期間リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにくくきっかけとなる取組を実施する。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|----------------|----------|--|---------------|--|----------------------------------|--|
| 6 相談支援等 | | | | | | |
| 厚生労働省 | | ○依存症に関する普及啓発事業 依存症者等を早期に相談機関や医療機関、自助団体につなげるように普及啓発を行う。また、依存症に関する国民の関心と理解を深めることにより、我が国が抱えている依存症に課題解決につなげていく。 | 16 | <ul style="list-style-type: none"> 政府広報（政府広報ラジオ／政府インターネットテレビ／政府広報オンライン）を活用し、民間団体の協力を得ながら、依存症者本人や家族等が正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、広く一般国民向けの広報を行った。 関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症の正しい理解のための普及啓発リーフレットを作成し、相談先として保健所や精神福祉センター、民間団体（自助グループ、支援団体）の連絡先を記載し、関係府省庁や都道府県等に対して周知を図った。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度も引き続き、関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症本人や家族が、正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、普及啓発事業の取組を推進する。 |
| 厚生労働省 (健康) | | ○健康増進事業費補助金 (再掲) | (2,913百万円の内数) | 市町村において、アルコール対策を含めた、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項についての健康教育を実施。 | (3,674百万円の内数) | 平成31年度も引き続き実施予定 |
| 厚生労働省 | | ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (再掲) | 60 | アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関として、「(独)国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業として、①依存症相談対応指導者養成研修、②依存症治療指導者養成研修、③地域生活支援指導者養成研修、④依存症回復施設職員への研修等を実施し、依存症医療・支援体制に向けた人材育成に努めた。 | 69 | 平成30年度も引き続き同事業の本研修等活用を通じて、アルコール健康障害対策の人材育成等の取組の充実を図る。 |
| 厚生労働省 | | ○依存症対策総合支援事業 (再掲) | 449 | <ul style="list-style-type: none"> 地域でのアルコール健康障害の治療等拠点専門医療機関を整備するため、平成29年6月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知にて、都道府県等に対して選定要件を通知するとともに、依存症総合支援事業で検討会の開催に係る事項を設けた。 また、同事業内で、依存症の人材育成が図られるよう、依存症支援研修事業として①依存症相談対応研修、②依存症医療研修、③地域生活支援研修の事項を設けた。 平成29年度は3自治体（2府県・1市）が専門医療機関を選定（平成30年2月9日現在）。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | <ul style="list-style-type: none"> アルコール健康障害対策担当者会議等の場も活用しつつ、平成30年度早期に全都道府県にアルコール健康障害の治療等拠点専門医療機関の選定を目指す。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|------------------|----------|--|-----------------------------|---|----------------------------------|---|
| 7 社会復帰の支援 | | | | | | |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症の理解を深めるための普及啓発事業 (再掲) | 16 | <ul style="list-style-type: none"> 政府広報（政府広報ラジオ／政府インターネットテレビ／政府広報オンライン）を活用し、民間団体の協力を得ながら、依存症者本人や家族等が正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、広く一般国民向けの広報を行った。 関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症の正しい理解のための普及啓発リーフレットを作成し、相談先として保健所や精神福祉センター、民間団体（自助グループ、支援団体）の連絡先を記載し、関係府省庁や都道府県等に対して周知を図った。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 平成30年度も引き続き、関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症本人や家族が、正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、普及啓発事業の取組を推進する。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援業務） アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。 | (地域生活支援事業等 48,800百万円の内数) | 平成29年度より、依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動を支援するため、自治体向け補助金を新規事業として開始した。 | (地域生活支援事業等 49,300百万円の内数) | 地域で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援の実施自治体増に向けて、引き続き取り組んでいく。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○民間団体活動支援事業 依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援を行う。 | - | - | 18 | 平成29年度に創設した地域で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援事業に加え、平成30年度新規に全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援事業について補助する仕組みを創設した。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症対策総合支援事業 (再掲) | 449 | 依存症対策総合支援事業において、依存症の治療・回復支援事業及び依存症患者の家族支援事業を設け、その実施に当たっては、民間団体と連携を図り行うこととした。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 平成30年度においても、本事業等を活用しつつ、アルコール依存症の当事者が社会復帰できるように、支援を実施してまいりたい。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|------------------------|----------|--|-----------------------------|---|----------------------------------|--|
| 8 民間団体の活動に対する支援 | | | | | | |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○アルコール健康障害対策促進経費 アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、関係府省庁と連携し、アルコール関連問題の啓発事業を行う。 | 15 | アルコール関連問題啓発週間に合わせ、 ① 厚生労働省主催で、アルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ② 5府県（岩手県、三重県、滋賀県、大阪府、徳島県）との共催によるアルコール関連問題啓発フォーラムを開催。 ③ アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布。 ④ 政府広報を活用し、政府広報ラジオでの周知及びややフーバーでの広告掲載 を実施した。 | 15 | 引き続き、平成30年度もアルコール関連問題啓発週間に合わせ、 ① 厚生労働省主催によるアルコール関連問題啓発フォーラムの開催 ② 都道府県との共催によるアルコール関連問題啓発フォーラムの開催 ③ アルコール関連問題啓発ポスターの作成及び配布 その他様々な機会を活用し、アルコール健康障害に関する正しい知識の普及啓発に努めていく。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症に関する普及啓発事業 (再掲) | 16 | ① 政府広報（政府広報ラジオ／政府インターネットテレビ／政府広報オンライン）を活用し、民間団体の協力を得ながら、依存症者本人や家族等が正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、広く一般国民向けの広報を行った。 ② 関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症の正しい理解のための普及啓発リーフレットを作成し、相談先として保健所や精神福祉センター、民間団体（自助グループ、支援団体）の連絡先を記載し、関係府省庁や都道府県等に対して周知を図った。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 平成30年度も引き続き、関係省庁・関係機関や民間団体の協力を得ながら、依存症本人や家族が、正しい診断・治療、適切な支援につながるよう、普及啓発事業の取組を推進する。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援業務） アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。 | (地域生活支援事業等 48,800百万円の内数) | ・平成29年度より、依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動を支援するため、自治体向け補助金を新規事業として開始した。 | (地域生活支援事業等 49,300百万円の内数) | ・地域で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援の実施自治体増に向けて、引き続き取り組んでいく。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○民間団体活動支援事業 (再掲) | - | - | 18 | 平成29年度に創設した地域で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援事業に加え、平成30年度新規に全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動支援事業について補助する仕組みを創設した。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|-----------------|----------|----------------------------|-----|--|----------------------------------|--|
| 9 人材の確保等 | | | | | | |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (再掲) | 60 | アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関として、「(独)国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業として、①依存症相談対応指導者養成研修、②依存症治療指導者養成研修、③地域生活支援指導者養成研修、④依存症回復施設職員への研修等を実施し、依存症医療・支援体制に向けた人材育成に努めた。 | 69 | 平成30年度も引き続き同事業の本研修等活用を通じて、アルコール健康障害対策の人材育成等の取組の充実を図る。 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症対策総合支援事業 (再掲) | 449 | 地域におけるアルコール健康障害の治療等の拠点となる専門医療機関を整備するため、平成29年6月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知にて、都道府県等に対して、選定要件を通知するとともに、依存症総合支援事業において、検討会の開催に係る事項を設けた。 また、依存症支援研修事業として、人材の育成が図られるよう①依存症相談対応研修②依存症医療研修③地域生活支援研修の事項を設けた。 | (地域における依存症の支援体制の整備 520百万円の内数) | 全都道府県において、地域におけるアルコール健康障害の治療等の拠点となる専門医療機関が早期に策定されるよう、アルコール健康障害対策担当者会議等を活用し、促してまいりたい。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|--------------------|----------|--|-----------------------|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 10 調査研究の推進等 | | | | | | |
| 厚生労働省 (健康局) | | ○循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金等） 生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病や脳卒中、急性心筋梗塞等の循環器疾患などの予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、飲酒も含めた今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。 | (1,157百 万円の内 数) | 飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的な介入法の開発に関する研究を実施 | (1,261百 万円の内 数) | 平成31年度も引き続き実施予定 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○障害者政策総合研究経費（厚生労働科学研究費補助金） (再掲) | 92 | ・ アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラムの開発に関する研究 ・ アルコール依存症予防のための簡易介入プログラム開発と効果評価に関する研究 を実施する。 | 調整中 | 平成30年度も引き続き実施予定 |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (再掲) | 60 | アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症対策の全国拠点機関として、「(独) 国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業として、①依存症相談対応指導者養成研修、②依存症治療指導者養成研修、③地域生活支援指導者養成研修、④依存症回復施設職員への研修等を実施し、依存症医療・支援体制に向けた人材育成に努めた。 | 69 | 依存症の実態解明や地域での現状・課題に関する調査を新規に実施する。 |

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

(百万円)

| 府 省 庁 名 | 基本計画該当箇所 | 施策・事業名 施策・事業内容 | 予算額 | 平成30年度 事業実績 | 予算額 (案) | 平成31年度 事業実施 (案) |
|---|----------|--|-----|--|---------|--|
| 11 その他 (上記の項目に該当しないが、アルコール健康障害対策に資するもの) | | | | | | |
| 厚生労働省 (障害部) | | ○アルコール健康障害対策関係者会議開催経費 アルコール健康障害対策推進基本計画の推進等のため、アルコール健康障害に関する有識者及び当事者又はその家族等の代表から構成されるアルコール健康障害対策関係者会議を運営する。 | 3 | 第16回アルコール健康障害対策関係者会議（平成29年6月14日）及び第17回アルコール健康障害対策関係者会議（平成30年3月28日）を開催し、アルコール健康障害対策に関する審議・意見を伺い、アルコール健康障害対策の推進を図った。 | 3 | 平成30年度もアルコール健康障害対策関係者会議を開催し、アルコール健康障害対策の推進に向けて関係者の意見を伺う。 |
| 警察庁 | | ○「飲酒運転を許さない社会環境づくり」の取組 関係機関団体と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態についての広報啓発活動や交通安全教育を推進している。 | - | ① 警察庁ホームページに飲酒運転による交通事故実態について掲載した。 ② 政府広報（政府広報ラジオ/新聞突出し広告/インターネット広告）を活用し、飲酒運転根絶につながるよう広報を実施した。 | - | 関係機関・団体等と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故実態について広報啓発活動や交通安全教育を推進し、飲酒運転を許さない社会環境の醸成に努める。 |
| 警察庁 | | ○道路交通法に基づく飲酒運転取締り 各都道府県警察において、飲酒運転等違反者の取締りを推進している。 | - | 飲酒運転に対する厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用を推進した。 | - | 飲酒運転に対する厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用を推進する。 |
| 警察庁 | | ○酒に酔って公衆に著しく迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく通報 各都道府県警察において、酒に酔って公衆に著しく迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づき、酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコール依存症者又はその疑いのある者であると認めるときは、速やかに最寄りの保健所長への通報を行っている。 | - | 泥酔者及び酩酊者を保護した際、アルコール慢性中毒の疑いがあると認められる場合は、酩酊法第7条に基づいて保健所へ通報を実施した。 | - | 泥酔者及び酩酊者を保護した際、アルコール慢性中毒の疑いがあると認められる場合は、酩酊法第7条に基づいて保健所へ通報を実施する。 |